

令和7年度第2回住田町環境審議会 会議録

【日 時】 令和8年2月4日（水） 午後3時00分開始

【場 所】 住田町役場 2階 庁議室

【出席者】

住田町環境審議会委員（敬称略）

会 長 泉 田 義 昭

副会長 吉 田 洋 一

委 員 菊 池 彰

委 員 佐々木 康 行

【欠席者】 委 員 深 野 賢 一

【事務局】

○住民税務課

課長 鈴木 絹子、課長補佐 菊池 克洋、生活環境係長 高橋 大将、
主事 遠山 恵太

○アジア航測株式会社 盛岡支店

川端 康正、菊池 優花

【会議の概要】

1 開会

[事務局]

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは「住田町環境基本条例第31条第2項」の規定に基づき、委員総数の過半数の出席がありましたので、これより令和7年度第2回住田町環境審議会を開会いたします。

本日の審議会の進行を務めます、事務局の住田町住民税務課長 鈴木と申します。よろしくお願いたします。

はじめに、環境審議会の開催に当たりまして、神田町長より挨拶を申し上げます。

2 町長あいさつ

[町長]

本日はお忙しいところ住田町環境審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、本町の環境行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境審議会は、平成14年に制定した環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する

る基本的事項の調査や審議をお願いするため設置しているものです。

さて、本日の環境審議会につきましては、令和6年度版環境報告書についてと、住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）について、を議題とさせていただいております。

本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として、町民・事業者・町のそれぞれが地球温暖化対策の取り組みを推進することを目的に「住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に取り組んでいます。今後、この審議会を通じ、委員の皆様からご意見等をいただきながら、この計画をまとめ上げて参りたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、忌憚のないご意見をいただきますよう、重ねてお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

3 会長あいさつ

[会長]

本日はお忙しいところ住田町環境審議会に参加いただき、ありがとうございます。

議事については住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。よろしくお願い致します。

4 議事

[事務局]

次に、4議事となりますが、本日配布した資料の確認をさせていただきます。

・資料確認

ここからは、住田町環境基本条例第30条第2項の規定に基づき、議事進行を泉田会長にお願いしたいと思います。泉田会長、よろしくお願いいたします。

[会長]

それでは、議事進行を行います。

「4. 議事」(1) 令和6年度版環境報告書について、内容の説明をお願いします。

[事務局]

住民税務課 遠山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料2の1ページをご覧ください。本町の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「環境基本計画」を策定しており、本年度は「第5次環境基本計画」の3年目となっています。本計画の実施状況は、住田町環境基本条例に

基づき、毎年公表しなければならないとされており、その公表は実施状況を取りまとめて、「環境報告書」により公表しております。

資料の2ページをご覧ください。各基本目標の実施事業・進捗状況についてご報告します。計画内の各事業における令和8年度目標に対する3ヵ年の実績値の進捗率を、資料の通り記載しております。令和8年度までに指標を達成するためには、6年度までに60%の進捗が必要となります。数値の目標、具体的な数字がないものは、この資料の表からは除いています。

まず、基本目標1「自然環境を守る取り組み」の進捗状況について、ご報告します。「環境報告書」は、15ページから19ページになります。具体的な実施事業については、町有林の整備、耕作放棄地の解消、河川清掃の実施、アツモリソウの保護などです。

基本目標1の部分については、おおむね目標に達成できる進捗率で進んでいる状況です。特に「農地の保全」の部分は、耕作放棄地面積の解消については、年間目標以上に解消が進んでおりまして、2ヵ年で5年間の目標を達成しているという状況です。野生動植物の保護におけるアツモリソウの保護は、3年間でアツモリソウの栽培講習会の受講者が100名を超え、目標を達成しています。

基本目標2「生活環境を守る取り組み」についてです。報告書は20ページから25ページになります。主な実施事業としましては、大気汚染防止活動の展開、合併処理浄化槽の設置の促進、自然公園などの環境整備、町営住宅の整備、空き家対策の推進といった部分になります。「居住空間の創出」の部分は、令和5年度に下有住団地に町営住宅3棟が完成し、目標値が5ヵ年で3棟という目標でしたので、令和5年度までで達成しているという状況です。景観の保全においては数値目標がありませんが、各地区で住民による景観整備が進められています。その一方で、汚水の適正処理については、進捗が遅れている状況です。関係部署と連携を図りながら、対象住民へ事業内容を周知し、加入を促進したいと考えています。

基本目標3「資源環境を創る取り組み」と基本目標4「地域環境を守る取り組み」についてです。報告書は26ページから27ページになります。こちらの主な実施状況は、ごみの分別、不法投棄の対策、省エネルギーの推進、グリーン購入、エコマーク商品の推進といった部分になります。「ごみの減量化と省エネルギーの推進」という部分は、令和8年度までに、令和3年度の1人あたりのごみの排出量の10%削減を目標としておりますが、ごみの減量については、その指標よりも増加しており、減量の取組が進んでいない状況です。実績としては、基準値よりも増加しておりますので進捗率が0%となっております。また省エネルギーの推進については、昨年度増加に転じておりましたが、今年度は削減され目標に近い形で推移しています。

基本目標5「特色ある取り組み」、報告書は28ページから31ページに記載しております。こちらの主な実施事業は、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスエネルギーの推進、化学肥料の適正使用、森林環境学習の推進、水生生物調査の支援などとなっております。こちらの部分、3割に満たない部分として「森林環境学習の推進」という部分があります。森

の案内人の後継者やボランティアの育成については、年間1人育成することを目指して取り組まれており、6年度に1人育成した実績がありますが、なかなか新たな人材を育成するのが難しい状況にあり、年度内でもばらつきが生まれやすい項目になっています。その他の項目については、概ね目標通りというところになります。

資料2の5ページ3「二酸化炭素排出量の推移」についてですが、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取り組みについては、こちらの進捗を確認する数値でもありますので記載しております。この目標値は、令和12年度までに平成25年基準の二酸化炭素排出量の40%削減を目標にしているところです。着実に減少はしておりますが、目標に向けた削減率に対しては差が生じている状況にあります。令和6年度で二酸化炭素排出量が最も多いのは本庁舎周辺と学校給食センターとなっております。6年度に排出量が減少した要因としては、町内の中学校が統合されたこと、町農林会館と保健福祉センターの減が大きかったためと捉えています。

最後に、補足資料を配布していますが、こちらが、個別目標進捗率60%以下の事業の今後の方向性について記載しています。

初めに、基本目標Ⅰの個別目標「森林の保全」の町有林の整備というところ、具体的な内容とすれば、計画的な人口林の造成というところですが。植栽実施面積、下刈実施面積、枝打実施面積、忌避剤散布実施面積の進捗が遅れており、今後は適正な森林紙業を推進していくため林業関係者との連携を図りつつ、計画的な森林整備を進めていきたいと考えています。

基本目標Ⅱ「汚水の適正処理」の公共下水道の接続促進というところですが。令和8年度までに、令和3年度末時点の88.9%から91.5%にするというのが目標になっていますが、6年度末の接続人口率が88.2%となっており、令和3年度末時点の接続人口率より低い状態となっております。今後は、広報にて対象住民への事業内容の周知を図っていきたいと考えています。

同じく基本目標Ⅱ「汚水の適正処理」の合併処理浄化槽の設置促進というところで、令和8年度までに、令和3年度末時点の24.5%から29.1%にするというのが目標になっていますが、6年度末の普及率は25.5%で進捗率が22%となっております。こちらについても、設置効果や助成内容を周知し、普及率を高めていきます。

基本目標Ⅲ「ごみの減量化と3R運動」については、実施事業についてはごみ分別の徹底となっております。令和8年度までに、令和3年度10%減量というところで、具体的な数値でいきますと、1日当たりの住民1人のごみの排出量522グラムというのが目標になっていますが、6年度末の時点では622グラムとなっております。ペットボトルの分別の周知や、3R運動の広報の実施を進めていきたいと考えています。

基本目標Ⅳ「環境配慮製品の利用促進」についてですが、こちら年1回の広報によって意識啓発するとしておりますが、現状としては未実施となっておりますので、来年度は広報等を実施していきたいと考えています。

基本目標Ⅴ「森林環境学習の推進」についてです。後継者育成については5年で5人です

ので、平均すると1年間に1人という部分ではあります。今後は森のマイスター講座の内容を充実させるとともに、開催の周知を実施していくという方向になっています。

○質疑応答

なし

[会長]

続いて、(2) 住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案について、説明をお願いします。

[事務局]

お手元の資料3は、第1回の審議会からの修正内容の一覧です。資料4が本編となる「区域施策編」の素案、資料5はその概要版となります。今回は資料5を中心に説明いたします。

1ページをご覧ください。本計画は「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」と「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」を一体的に策定するものです。町全域の温室効果ガスを、住民・事業者・行政が協力して削減することを目指しています。

対象とするガスについては、法律上は複数の物質が指定されていますが、本計画では把握が容易で対策を講じやすい「二酸化炭素」のみを対象としています。計画期間は令和8年度から令和12年度までです。

3ページをご覧ください。本町の特徴は、豊富な森林資源に加え、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが非常に高い点にあります。2023年度の町内電力需要の約75倍というポテンシャルがあり、木質バイオマスの活用可能性も高い水準です。

4ページをご覧ください。公表されているデータで最新の2022年度の二酸化炭素排出量は4万4,800トンとなっており、基準年度の2013年度から約1万5,000トン削減されています。産業部門の比率が高いものの、全体としては年々減少傾向にあります。

また、特段の対策を講じなかった場合の将来推計では、人口減少等の要因により、2030年度には4万2,100トン2013年度比29%減、2050年度には3万8,600トン2013年度比34.9%減になると予測しています。

5ページをご覧ください。地域の将来像として「森・水・土の恵みが循環し 次世代へ豊かな自然をつなぐ 脱炭素の町すみた」を掲げました。2030年度の削減目標についてですが、本町はすでに森林吸収量が二酸化炭素排出量を上回る「マイナスカーボン」の状態にあり、これは国や県とは大きく異なる特徴です。そのため、無理な再エネ導入を進めるのではなく、着実な省エネ対策と適切な森林管理による吸収量の維持を主軸としています。

2030年度の目標値は、自然減による削減1万7,200トン、省エネ対策等による削減3,300トン、再生可能エネルギー導入1,500トン、これに森林吸収量10万3,500トンを合わせる

ことで、2030年度の排出量は実質マイナス12万5,400トン(2013年度比211.7%削減)を目指します。

7ページ以降は、削減目標を達成するための具体的な施策をまとめています。

施策Ⅰの省エネルギーの推進では、日常的な節電に加え、LED照明や高効率エアコンの導入を推進します。施策Ⅱの森林の適切な管理、保全では、本町にとって最も重要な吸収源である森林の維持管理(除間伐、再造林)を徹底します。施策Ⅲの脱炭素なまちづくりでは、ごみの分別徹底、次世代自動車(EV・HV)の導入やエコドライブの推進。また、熱中症対策や防災対策といった「気候変動適応策」を盛り込んでいます。施策Ⅳの地域資源の活用では、太陽光や木質バイオマスなど、町に適した再エネ活用を推進します。また、町産材の活用や地域事業者による高性能バイオ炭の活用などを含めています。施策Ⅴの環境意識の啓発では、住民・事業者・行政の連携、国や県の補助制度も活用しながら取り組みを進めます。

19ページ以降は再エネ導入に関する事項です。現段階で特定の「促進区域」を設定する予定はありませんが、方針としては公有地の活用や事業者からの提案を検討します。その際は、景観や生物多様性の保全を遵守すること、また地域で発電した電気を地域で消費するなど、地域経済に寄与する仕組みを求めています。

23ページには、気候変動への「適応策」として、現在起きている影響と将来予測、それに対する対策の方向性を整理しました。

最後に24ページ、計画の実施と進捗管理です。本計画に基づき、関係機関や近隣自治体、国・県と連携しながら取り組みを進め、住田町環境審議会において進捗状況を報告し、意見をいただきながら目標達成を目指してまいります。

○質疑応答

[委員]

グラフを見ると、森林吸収量が2013年度の12.5万トンに対し、2022年度と2030年度の予測では10.3万トン程度と、2割近く減少しています。この差は算出方法によるものでしょうか。

[事務局]

2013年度と2022年度については、町が管理している森林の樹種や面積のデータに基づき推計しています。樹種ごとの材積によって吸収量が変わりますが、2013年度当時に比べ、最新のデータではより実態に近い数値を押さえています。

2030年度に向けては予測が難しいため、現在の2022年度の水準の約10.3万トンを維持していく前提で計画を立てています。

[委員]

J-クレジットなどの森林クレジット活用についてはどのようにお考えですか。

[事務局]

クレジット化の戦略についても検討してまいります。

[委員]

廃棄物関係の事業について、今後、広域行政や国の法律に関わるような施設整備などの話が出てくる可能性があります。対応に時間がかかるケースもあるため、関係部局と密に連絡を取り、計画に反映させてほしいです。

[事務局]

都度、相談・協議しながら進めていきます。

[会長]

続いて、(3)パブリックコメントの実施について、説明をお願いします。

[事務局]

資料6をご覧ください。

本素案について、庁内の課長等で構成する委員会での検討を経て、町民の皆様から広くご意見をいただく「パブリックコメント」を実施します。

実施期間は2月18日(水)から2月25日(水)まで、閲覧場所は住田町役場、各地区公民館、町公式ホームページ、意見の提出方法は所定の用紙または任意の様式に「氏名・住所・電話番号」を明記の上、郵送、FAX、メール、または持参とします。

お寄せいただいたご意見については、後日まとめて公表します。個別の回答は行いませんが、町としての考え方を回答します。

今後の流れとしては、パブリックコメントでいただいた意見を反映させ、最終案を作成します。次回の審議会の開催は、パブリックコメント終了後に3月頃を予定しています。内容は、最終案の再確認、審議会としての「答申」に向けた協議としています。

お忙しいところ恐縮ですが、もう一度お集まりいただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

5 その他

[委員]

計画に「再エネを使うように」と書いてあっても、高齢者や一般の町民がどう取り組めば

いいのか、具体策が見えにくいと思います。

協力したくないわけではなく、「やりたいけれど、どうすればいいか分からない」という人が多いはずです。もっと取り組みやすい体制を整えるべきです。

[事務局]

アンケートでも、町民の皆さんの環境に対する意識や危機感は非常に高いことが分かっています。皆さんが「自分にできることは何か」と考えてくれている方が多い中で、経済的な負担も含め、より具体的な道筋を示すことが必要だと認識しています。

6 閉会

[事務局]

長時間にわたり、貴重なご意見をありがとうございました。これにて本日の環境審議会を終了します。ありがとうございました。